

福山市教育委員会会議（第9回）議事日程

2024年（令和6年）11月13日
午前10時 於：教育委員室

日程第1	会議録の承認について	
日程第2	教育長報告について	1
日程第3	令和6年9月定例市議会答弁報告	3
日程第4	議第33号 望ましい学校教育環境の在り方について	20
日程第5	議第34号 学校給食費の公会計化について	21
日程第6	議第35号 市長の職務権限に属する事務の委任に係る協議について	22
日程第7	議第36号 学校給食の新たな運営体制（新親子方式）について	24
日程第8	議第37号 福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則及び福山市立福山中・高等学校学則の一部改正について	25
* 日程第9	議第38号 福山市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について	
* 日程第10	議第39号 福山市文化財保護審議会への諮問について	
* 日程第11	議第40号 臨時代理の承認を求めることについて（教職員の人事）	

*は非公開予定

教育長報告

9月	26日	木	学校訪問（大門中）
	27日	金	学校訪問（樹徳小）
	28日	土	
	29日	日	
	30日	月	国体壮行式（市民ホール）
10月	1日	火	本会議 元気大賞部門表彰（東朋中）
	2日	水	学校訪問（鷹取中） 中学校校長会（ローズコム）
	3日	木	寄附受納式〔(株)高森工業〕
	4日	金	広島県都市教育長会秋の総会（廿日市市）
	5日	土	
	6日	日	
	7日	月	学校訪問（加茂中） 市長表敬訪問〔福山東雲会、福山南剣友会〕
	8日	火	学校訪問（春日小）
	9日	水	広島県市町教育長ミーティング 元気大賞部門表彰（城南中） 市長表敬訪問〔小学生ゴルフ 御幸小〕
	10日	木	ばらのまち福山国際音楽祭実行委員会（60会議室） 福山市立大学訪問
	11日	金	学校訪問（瀬戸小） 善行市民顕彰選考委員会（中会議室）
	12日	土	
	13日	日	
	14日	月	
	15日	火	学校訪問（戸手小）
	16日	水	
	17日	木	
	18日	金	第73回広島県小学校視聴覚教育研究大会福山大会（西小）
	19日	土	
	20日	日	
	21日	月	
	22日	火	決算特別委員会
	23日	水	決算特別委員会
	24日	木	決算特別委員会
	25日	金	決算特別委員会 学校訪問（松永中）
	26日	土	有磨小学校創立150周年記念事業（有磨小）
	27日	日	
	28日	月	難聴児親の会との交流会（303会議室）

10月	29日	火	元気大賞部門表彰（駅家北小） 連合福山政策制度要求書受取（第二応接室）
	30日	水	令和6年度広島県市町教育委員会教育委員研修会（広島市）
	31日	木	
11月	1日	金	元気大賞部門表彰（引野小） 学校訪問（川口小）
	2日	土	
	3日	日	
	4日	月	
	5日	火	小学校校長会（エフピコアリーナ） 元気大賞部門表彰（駅家南中）
	6日	水	元気大賞部門表彰（鷹取中、誠之中）
	7日	木	元気大賞部門表彰（道上小） 部落解放同盟福山市協議会要望書受取（第二応接室） 市長表敬訪問〔武煌会館・平田道場・誠志道場〕
	8日	金	学校訪問（箕島小、培遠中） 市長表敬訪問〔福山誰でも柔道会〕
	9日	土	
	10日	日	
	11日	月	市長表敬訪問〔小学生ゴルフ 御幸小〕
	12日	火	学校訪問（御幸小） 市長表敬訪問〔手話ダンス flowers〕
	13日	水	第9回教育委員会会議 市長表敬訪問〔福山市少林寺拳法協会〕

【一般質問】

- ・水曜会 連石 武則 議員
 大田 祐介 議員
 千葉 真一 議員
 平川 富章 議員

- ・公明党 野村 志津江 議員
 佐久間 裕徳 議員

- ・誠友会 田口 裕司 議員

- ・市民連合 小山 友康 議員
 阿部 直文 議員

- ・新政クラブ 宮地 毅 議員

- ・無所属 三好 剛史 議員

※記載内容については、福山市議会の正式な記録ではありません。

順序	1	質問日	9月17日	会派名	水曜会	名前	連石 武則
----	---	-----	-------	-----	-----	----	-------

発 言 の 要 旨	
3	教育行政について
①	今後の教育行政運営について
②	県教委との連携について
③	全国学力・学習状況調査の結果について

〔教育長答弁〕

本市はこれまで、「福山100NEN教育」の理念のもと、国や県が示す教育施策の具現化、イェナプラン教育の導入やフリースクールの設置などの多様な学びの場の充実に取り組んできました。

また、教職員研修や働き方改革の推進など一定の成果を挙げてきたと考えています。

一方で、全国学力・学習状況調査の結果や教育委員会点検・評価において意見のあった学力の状況、増加する不登校児童生徒への対応など、大きな課題もあると受け止めています。

また、コミュニティ・スクールの導入やGIGAスクールへの対応など、緒に就いたばかりの取組もあります。今後、これまでの検証も行う中で、すべての子どもたちが確かな学力を身に付け、学び続ける力を育ていけるよう努めてまいります。義務教育の9年間は、学力をはじめ人間性等あらゆる面で、人生の基礎を築く大切な時期です。子どもたちが充実した学校生活を過ごせるよう、身に付けるべきことをしっかりと身に付けて、次のステージへ送り出せるよう、子どもたちや保護者の思いを受け止め、現場の声や地域との関係を大切にしながら本市教育の充実・発展に全力で取り組んでまいります。

順序	2	質問日	9月17日	会派名	水曜会	名前	大田 祐介
----	---	-----	-------	-----	-----	----	-------

発 言 の 要 旨							
5 学校プールの管理・外部委託の成果と課題							
① プールの水の止め忘れの防止策について							
② フールプルーフ（ポカヨケ）の設置について							
③ 民間事業者による水泳指導の成果と課題							
④ 水難事故防止への取組							

〔教育長答弁〕

学校プールの管理についてです。

給水の停止をし忘れるといったことはどの学校でも起こり得る事案であり、結果として重大な損害につながるものであるという認識のもと、管理体制について全職員で確認し、マニュアルの点検や整備等を行うよう、各学校へ通知しています。

このたびの国の通知を踏まえ、引き続きマニュアルの点検や複層的なチェック体制での管理を徹底してまいります。

また、ヒューマンエラー防止のための自動で給水を止めるシステム整備は、大掛かりな配管工事等が必要となることから、プールの大規模改修時に併せて検討してまいります。

次に、民間事業者による水泳指導についてです。

本市では、2020年度（令和2年度）から、公共及び民間プール施設を活用した水泳授業を開始し、今年度は、公共プールで9校、民間プールで15校が実施しています。

成果としては、天候に左右されない水泳授業の実施、施設管理等の教職員負担の軽減、専門的な指導により泳げるようになった児童の増加があります。

課題は、事業を拡大した場合の受け入れ施設や指導できる人材の確保です。

次に、自然体験等の現状についてです。

今年度、野外活動において、海でのシーカヤックやカッターボート体験、川でのラフティング体験、川遊びを実施した学校は7校あります。

また、福山市フリースクールかがやきでは、山野農村公園でライフジャケットを着用した、水辺の安全教室や川遊びを実施しています。

順序	5	質問日	9月17日	会派名	水曜会	名前	千葉 真一
----	---	-----	-------	-----	-----	----	-------

発 言 の 要 旨	
4	学校体育館へのエアコン整備について
	① 整備内容について
	② 全小中学校への整備について

[教育長答弁]

学校体育館への空調整備についてです。

基幹緊急避難場所に指定されている24校に整備する空調は、床置き型室内機を2階ギャラリーに10台程度設置していきます。動力源は、停電時も使用できるよう、プロパンガス又は都市ガスとし、効率的、効果的に快適な空間を確保するため、窓ガラスに断熱・遮熱機能のあるフィルムを貼ります。

このうち長寿命化改修工事を計画している体育館については、屋根や壁への断熱材の吹付けや複層ガラスなどの高断熱化整備を行うことを検討しています。基幹緊急避難場所に指定されていない体育館については、子どもたちの教育環境の充実を念頭に、このたび整備する空調機的能力、断熱性との関係、光熱費の状況等、効果を検証する中で検討してまいります。

順序	7	質問日	9月18日	会派名	水曜会	名前	平川 富章
----	---	-----	-------	-----	-----	----	-------

発 言 の 要 旨	
3	イエナプラン教育、特認校について
	① 取組と子どもたちの様子、教職員のモチベーション
	② 特色ある取組の各校への展開
4	特別支援教育について
	・教職員研修について
5	教職員の業務軽減について
	① 教職員の業務軽減について
	② デジタル化による業務軽減について
6	コミュニティ・スクールについて

〔教育長答弁〕

イエナプラン教育校及び特認校についてです。

イエナプラン教育校である常石とともに学園は、全ての教育活動を異年齢集団で行っています。各教科を学ぶ「ブロックアワー」では、一人一人の学ぶ過程、理解するスピードを大事にし、対話的・体験的に学ぶ場を組み合わせています。教科で学んだ知識を活用しながら総合的に学ぶ「ワールドオリエンテーション」では、気温などの気象情報と、植物などの環境情報を毎日観察して、日々の変化から関係性を調べるなど、教科・学年を超えて探究しています。

今年度の全国学力・学習状況調査において、国語は国平均を越え、表現を工夫して書く問題は、15ポイント高くなっています。算数は国平均と同等で、データを読み取り、分類整理する問題は、10ポイント以上高い状況です。「分からないことに対し、自分で学び方を考え工夫できる」と回答した児童は、100%でした。

教職員は、子どもの興味関心、理解度に応じて、授業で取り上げる内容を見極めるため、日々対話しながら教材研究を進めています。「児童と一緒に考える時間が楽しい」「仕事にやりがいを感じる」と回答した教職員は、3年連続100%となっています。

特認校である広瀬学園は、大きな集団で学ぶことが難しい子どもたちに、少人数の学級で一人一人のペースを尊重しながら、各教科の基礎基本の確実な習得を図っています。

広瀬地域の豊かな自然環境を教材にした「広瀬タイム」では、栽培、物作りなど、教科横断的に学んでいます。

小学校1年生から中学校1年生までは、旧広瀬小学校の跡地をキャンプ場に作り変えるプロジェクトに取り組み、豊かな自然の中で、伸び伸びと学んでいます。

全児童生徒を対象にした調査では、「学校は楽しい」と回答した小学生は100%、中学生は92%でした。教職員は、一人一人の状況を丁寧に見て、月1回面談をしながら個別のサポート計画を作成し、支援したことを保護者と共有しています。

また、子どもの理解を深める研修を毎月実施し、一人一人の目標達成に向け協議したことを、実践に繋げています。

今年度の調査において、「先生はあなたのよいところを認めてくれている」と回答した児童生徒は100%、学校アンケートにおいても、96%の保護者が、「子ども一人一人が大切にされ、認められている」と回答しています。

次に、特色ある取組の各校への展開についてです。両校は、子ども主体の学びに向けた多様な学びの場の一つです。

昨年度から小学校を指定し、常石ともに学園を会場に、一人一人の学びを促す授業実践研修を行っています。受講者は、「言葉と数」への理解を深めていく授業を参観し、自身の実践と重ねて考え、自校での授業改善に繋げています。

今後も、両校の取組を研修等で共有し、各校の実践に繋げてまいります。

次に、特別支援教育に係る教職員研修についてです。

一人一人の実態に応じた指導・支援を行うために、全ての特別支援学級担任を対象にした研修を3回、中学校特別支援学級担任を対象にした市内一斉研修を5回、特別支援教育コーディネーターを対象にしたコーディネーター研修を8回、学校と放課後等デイサービスによる合同研修を1回、初任者を対象にした研修を2回、介助員等を対象にした研修を1回実施しています。

また、各学校では年1回以上、特別支援学級の研究授業を設定し、全教職員が子ども・教材への理解を深め、学びを促す授業実践力の向上に努めています。

次に、教職員の業務軽減についてです。

教職員の勤務時間は、各校から提出される在校等時間記録票で、休日等を含め、把握しています。昨年度、時間外在校等時間が、月45時間以内の教職員の割合は85.3%でした。

また、持ち帰り業務については、6月と11月に、全教職員を対象に、時間と内容を調査し、状況を把握しています。今年6月の持ち帰り業務の時間は一人当たり、一日平均13分間で、そのうち、67.6%が教材研究でした。把握した状況を、各校が主体的に分析し、業務改善に取り組めるよう、必要な指導、支援を行っています。

休憩時間については、実態把握が困難なため、個別の状況は把握していません。引き続き、実効性のある働き方改革につながるよう取組を進めていきます。

次に、学校におけるデジタル化の取組についてです。

情報のデータベース化や校務のデジタル化により、教職員の業務負担の軽減を図り、子ども一人一人に応じた指導や支援を行うことを目的に、新年度から、統合型校務支援シス

テムを導入することとしています。教職員の業務軽減効果としては、作業時間の短縮や各データの精度の向上が挙げられます。

例えば、児童生徒の在籍情報を一度入力すると、出席管理、成績処理、通知表や指導要録の作成等に自動で反映するため、それぞれのタイミングで必要な情報を入力するだけで、短時間で正確な書類等を作成することができます。

教職員は、これまで手作業で行うことや重複した資料作成に多くの時間を使っていましたが、作業時間が削減され、子どもに関わる時間や授業準備にかかる時間を増やすことにつながります。

また、掲示板やメールなど、グループウェア機能の活用により、教職員間のコミュニケーションがスムーズになり、文書の収受や情報交換の効率化が図られます。

さらに、学校を異動しても同じシステムを利用できるため、業務の引継ぎや理解がスムーズになるという効果も期待できると考えています。

次に、コミュニティ・スクール導入の背景についてです。

地域社会のつながりや支え合いが希薄化し、学校が抱える課題が複雑化・困難化する中、2017年（平成29年）に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、コミュニティ・スクールの導入が努力義務化されました。2023年度（令和5年度）、全国の公立学校のコミュニティ・スクールの導入率は、52.3%となり、年々導入が進んでいます。

コミュニティ・スクールは、子どもを中心に据えて、学校と保護者・地域住民が目標やビジョンを共有し、一体となって子どもたちを育てていく取組です。地域とともにある学校づくりを通して、地域の学校への関わりが、理解から協力へ、さらには参画へと膨らみ、子どもや学校が抱える諸課題の解決や地域資源を活用した教育内容の充実などにつながります。

本市では、韮の浦学園、想青学園など、学校再編に向けて、学校と保護者・地域住民が熟議を重ねてきた学校から導入を始め、現在、19校となっています。

今後、第三次教育振興基本計画に基づき、2026年度（令和8年度）までに、全ての学校へコミュニティ・スクールを導入することとしています。

順序	9	質問日	9月18日	会派名	公明党	名前	野村 志津江
----	---	-----	-------	-----	-----	----	--------

発 言 の 要 旨	
3	学校図書館について
①	学校図書館運営の取組について
②	充足率と今後の取組について
③	居場所機能について
④	読み聞かせについて

〔教育長答弁〕

学校図書館運営の取組についてです。

各校では、学校図書館運営委員会を中心に、計画的・組織的な学校主体の図書館運営に取り組んでいます。メンバーは、館長としての役割を担う校長をはじめ、教頭、教務主任、図書担当教諭、学校図書館補助員で構成され、児童生徒や読書ボランティアの方が参加している学校もあります。

運営委員会では、年間スケジュールの作成、児童生徒や教職員の意見を踏まえた図書の購入計画・貸し出し冊数や授業での利活用を増やす取組について協議しています。

協議により、

- ・児童生徒の声をもとに、貸し出し可能冊数の上限を増やし、貸し出し冊数が1.8倍に増えた。
- ・自校の蔵書構成を踏まえて効果的な活用方法を検討し、必要な図書の購入やカリキュラムの見直しを行った学校があります。

次に、充足率と今後の取組についてです。

国の基準をもとに算定した本市の充足率は、67.9%です。これまで、県教育委員会が示す「学校図書館リニューアルの手引」の基準に則り、学校図書充実の意義を改めて見直し、図書の更新も含めた学校図書館整備を進めてきました。

引き続き、学校図書館資料の質・量ともに充実するよう、学校図書館運営委員会を中心に取り組んでいきます。

次に居場所機能についてです。

学校図書館は、不登校傾向にあった児童が、読書や課題をしながら過ごすことで、休まず登校できるようになるなど、児童生徒が、安心して過ごせる居場所としても機能しています。課題は、図書館を必要な時にいつでも利用できるようになっていない学校が少数あることです。引き続き、常時開館に向けた支援を行っていきます。

次に、読み聞かせについてです。

読み聞かせは、言葉をイメージする力を育み、本に対する興味や関心を高める上で効果的であり、朝学活の時間等に、ボランティアの方に、各教室で実施していただいています。

読み聞かせボランティアは、各学校で募集を行っており、5月末時点で、小中合わせて619人の登録があります。今後の募集、連携については、各校の実状に応じて、学校図書館運営委員会で協議してまいります。

順序	10	質問日	9月18日	会派名	公明党	名前	佐久間 裕徳
----	----	-----	-------	-----	-----	----	--------

発 言 の 要 旨	
2	自転車の安全対策及びヘルメット購入費助成制度について
	① 小中学校における交通安全教育について
3	基幹緊急避難場所となる小中学校体育館の空調設備について

[教育長答弁]

学校における交通安全教育についてです。

各学校においては、入学時に交通安全指導を行うほか、登下校時に注意喚起するなど、日常的に交通安全指導を行っています。

また、関係部署や警察、企業と連携して自転車のルールや危険予測、危険回避などについて学習する、交通安全教室を開催しています。保健の授業では、自転車事故の原因や交通ルール遵守の学習等を通して、安全に対する意識向上を図っています。

引き続き、関係機関等と連携し、児童生徒自身が交通ルールを守るとともに、いかなる状況下においても身の回りの危険に気付き、自ら回避できるよう、交通安全教育を進めてまいります。

次に、基幹緊急避難場所となる小・中学校の空調設備についてです。

空調の整備スケジュールについては、このたびの補正予算において、まずは24校のうち8校の体育館に来年6月末を目途に整備し、2027年度（令和9年度）末までに残り16校の整備を進めていく考えです。

次に、高断熱化整備については、断熱性の確保のため、窓ガラスに断熱・遮熱機能のあるフィルムを貼ります。

また、長寿命化改修工事を計画している体育館については、屋根や壁への断熱材の吹付けや複層ガラスなどの高断熱化整備を行うことを検討しています。

順序	15	質問日	9月19日	会派名	誠友会	名前	田口 裕司
----	----	-----	-------	-----	-----	----	-------

発 言 の 要 旨	
3	常石ともに学園について
①	イエナプラン教育校である常石ともに学園への評価
②	想青学園後期課程への展開

〔教育長答弁〕

常石ともに学園は、イエナプラン教育校として、全ての教育活動を異年齢集団で行っています。各教科を学ぶ「ブロックアワー」では、一人一人の学ぶ過程、理解するスピードを大事にし、対話的・体験的に学ぶ場を組み合わせながら、学力の基盤である「言葉と数」への理解を深めています。教科で学んだ知識を活用しながら総合的に学ぶ「ワールドオリエンテーション」では、気温などの気象情報と、植物などの環境情報を毎日観察して、日々の変化から関係性を調べるなど、教科・学年を超えて探究しています。

今年度の全国学力・学習状況調査において、国語は国平均を越え、表現を工夫して書く問題は、15ポイント高くなっています。算数は国平均と同等で、データを読み取り、分類整理する問題は、10ポイント以上高い状況です。「分からないことに対し、自分で学び方を考え工夫できる」と回答した児童は、100%でした。全児童を対象にした調査では、9割の児童が、「授業が楽しい」と回答し、「児童と一緒に考える時間が楽しい」「仕事にやりがいを感じる」と回答した教職員は、3年連続100%となっています。

本市で取り組んできた「学びが面白い」と実感する子ども主体の学びが、常石ともに学園で展開され、自ら考え学んでいく子どもが育っていると評価しています。

全国から受け入れている教育関係者の視察においても、授業での子ども・教職員の姿を見て、学校の実践のみならず、学びを中心に据えた本市の取組に、強い関心と高い評価をいただいています。

次に、想青学園への展開についてです。

現在、約7割が、想青学園へ進学しています。想青学園の新教科「SOSEI学」のカリキュラムは、開校前に、旧常石小学校を含む再編校の教職員がともに考えており、ワールドオリエンテーションと同様、教科・学年を超えて探究できるよう設計しています。

両校では、卒業生の連携はもちろん、年数回、授業を参観し合い、一緒に教材研究を進めています。

夏休みの研修では、教職員同士が、各教科部会に分かれて協議し、めざす授業の方向性を共有しており、継続して密な連携を図っています。

両校のみならず、市内全校において、学習指導要領が求めていることを常に問い直しながら、一人一人の興味関心、学ぶ過程を大事にする「子ども主体の学び」に取り組むことが、義務教育9年間の学びを繋いでいくと考えています。

順序	17	質問日	9月19日	会派名	市民連合	名前	小山 友康
----	----	-----	-------	-----	------	----	-------

発 言 の 要 旨	
1	枝広市政3期目に向けた基本方針と当面の諸課題
	(2) 学校給食無償化の実現について
4	女性の生きやすい社会の実現に向けた施策
	(4) 児童生徒の男女共同参画等の学習内容について

[教育長答弁]

学校給食費の無償化についてです。

国は、「こども未来戦略方針」に基づき実施した学校給食に関する実態調査の結果を踏まえながら、児童生徒間の公平性、国と地方の役割分担、政策効果などの観点や法制面から、課題を整理していくとしています。

学校給食の無償化については、義務教育制度の根幹に関わる課題であり、まずは国において無償化の実現に向けた論点を整理するよう、全国市長会等を通じて強く提言してまいります。

次に、児童生徒への男女共同参画等の学習内容についてであります。

- ・社会科では、男女平等や性の多様性、自分らしく生きるための共生社会を築いていくこと
- ・家庭科では、家庭の仕事は家族で分担し、支え合って生活していること
- ・道徳科では、性別に関係なく、自分の夢の実現に向けて、目標を立て主体的に行動していくことについて学習しています。

また、男女共同参画教育参考資料「みんな なかま」を使用し、

- ・一人一人が違うことを自覚し、自分らしさを大切にすること
- ・家庭内の仕事の役割、学校内の役割から働くことの意味を考えること
- ・性別に関係なく、主体的に進路を選択する力を身につけることについて学習しています。

こうした学習など、各学校では、男女の平等、個性や立場の尊重について、教育活動全体を通じて学んでいます。

順序	18	質問日	9月20日	会派名	市民連合	名前	阿部 直文
----	----	-----	-------	-----	------	----	-------

発 言 の 要 旨	
3	教育行政について
①	不登校児童生徒減少に向けての学校現場における改善策
②	特別支援学級在籍児童生徒の増加に係る課題
ア	5年間の小中学校等の特別支援学級在籍児童生徒数及び今年度の特別支援学級在籍児童生徒の交流学級の割合の小中学校別平均
イ	本市で行われている分離教育に係る所見

〔教育長答弁〕

不登校児童生徒に係る改善策についてです。

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から本市の不登校の要因は、無気力・不安、生活リズムの乱れ・遊び・非行等、多岐にわたっています。

学校は、誰もが安心して学べる学校づくりのため、

- ・子ども一人一人の興味関心、学ぶ過程を大切にした授業づくり
- ・学期ごとの、全児童生徒への面談
- ・不登校委員会等による、組織的・計画的な支援
- ・スクールカウンセラーへの相談窓口の周知等を行っています。

今年度、校長研修や生徒指導主事研修等において

- ・子どもの理解を深め、丁寧に関わること
- ・欠席が増えている等、気になる児童生徒の状況を把握し、校内で情報を共有すること
- ・悩みを抱えている児童生徒や不登校傾向のある児童生徒と学校が繋がり続けることを確認しています。

更に、教育委員会に設置した不登校支援チームが、学校内外のどこにも繋がっていない児童生徒を把握し、学校、家庭や関係機関と連携しています。

引き続き、不登校傾向の児童生徒の居場所づくりを含め、全ての子どもたちが、自分らしさを発揮し、安心して過ごせる学校づくりを進めていきます。

次に、特別支援学級児童生徒をめぐる課題についてです。

小中学校の特別支援学級在籍児童生徒数は、2020年度（令和2年度）は、2,104人、2021年度（令和3年度）は、2,292人、2022年度（令和4年度）は、2,463人、2023年度（令和5年度）は、2,644人、今年度は、2,786人です。

また、今年度の年間計画における特別支援学級在籍児童生徒の「交流及び共同学習」の割合の平均は、小学校は27%、中学校は25%です。「交流及び共同学習」は、相互に触

れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があります。学校は、多様な人間関係の中で互いを認め合いながら成長していく場です。特別支援学級に在籍する児童生徒は一人一人の障がいの状態や学習状況等が異なり、個に応じた支援が必要であるため、多様な学びの場を設定し、互いを認め合い、ともに学ぶ機会を設定することが大切であると考えます。

引き続き、多様な人々と協働する中で、一人ひとりの子どもたちが将来の自立と社会参加に向けた力を育めるよう取り組んでまいります。

順序	20	質問日	9月20日	会派名	新政クラブ	名前	宮地 毅
----	----	-----	-------	-----	-------	----	------

発 言 の 要 旨	
8	教育行政について
①	全国学力・学習状況調査における中学校国語の結果分析について
②	意識に関する調査について
③	学力向上に向けた取組について
④	学校体育館への空調整備について

〔教育長答弁〕

全国学力・学習状況調査における中学校国語の結果分析についてです。

国語の勉強が好きと回答した生徒の割合は、10年連続で全国平均を上回っています。読むことの領域における平均正答率は45.2%で、全国との差は2.7ポイントと、昨年度から0.9ポイント差が縮まっています。

一方で、全ての問題の中で「読むこと」の領域が最も平均正答率が低く、長い文章を読み、その内容を正しく理解することができていない状況が全国同様に見られます。

読解力の向上に向け、語彙力の強化や文章を読むプロセスに着目した学習の充実を図っていきます。

次に、意識に関する調査についてです。

「先生は、授業やテストで間違えたところや理解していないところについて、分かるまで教えてくれていると思う」と回答した児童生徒の割合は、小・中学校とも9割に近く、全国と同様、昨年度から減少しているものの、全国平均より高いことから、本市では、ほとんどの教員が、子どもたちの理解に応じ、一人一人に丁寧に向き合っていると受け止めています。

減少の理由については、現時点では明確な要因は特定できませんが、教職員がゆとりを持って子どもに関われるよう、引き続き働き方改革の取組を推進していきます。

次に、学力向上に向けた取組についてです。

学力は、1年1年の積み重ねであり、各学年で着実に身に付けていくことが重要です。現在、児童生徒のつまずきの要因などを分析し、研修等で各校へフィードバックすることで、授業改善を進めています。

今後、意識調査や学習環境などの状況も踏まえ、検討を重ねながら、学力の向上に向けた取組を進めてまいります。

次に、学校体育館への空調整備についてです。

空調の整備スケジュールについては、このたびの補正予算において、まずは24校のうち8校の体育館に来年6月末を目途に整備し、2027年度（令和9年度）末までに残り16校の整備を進めていく考えです。

先行して整備する8校は、これまで浸水被害が多く発生していた手城川流域と瀬戸川流域に所在する学校、避難所として開設した回数の多い学校としました。

空調方式は、送風式の床置き型室内機を設置していきます。

また、効率的、効果的に快適な空間を確保するため、窓ガラスに断熱・遮熱機能のあるフィルムを貼ります。このうち長寿命化改修工事を計画している体育館については、屋根や壁への断熱材の吹付けや複層ガラスなどの高断熱化整備を行うことを検討しています。

順序	21	質問日	9月20日	会派名	無所属	名前	三好 剛史
----	----	-----	-------	-----	-----	----	-------

発 言 の 要 旨	
1	学校給食費の無償化について
	① 無償化を公約とした理由、所信表明の意図
	② 直近5年間での給食費の滞納や就学援助費の給食費部分の推移
	③ 地域経済への影響
	④ 徴収金の管理と出納事務、滞納徴収事務
	⑤ 徴収金システム導入に併せ公会計化を行った場合の事務負担削減効果
	⑥ 無償化への取組

〔教育長答弁〕

学校給食の無償化についてです。

義務教育は、居住地域に関係なく、全国で平等な教育環境を確保することが求められることから、全国一律の制度となるよう、国が責任を持って仕組みを構築すべきであると考えています。

次に、直近5年間における給食費の滞納率は平均0.06%、給食費に占める就学援助費の割合は平均11.3%であり、どちらも数値は横ばいで推移しています。

学校給食費の無償化の目的は、保護者の経済的負担の軽減と子育て支援と考えております。給食費は、約85%の学校が口座振替で徴収し、学校給食会に納付しています。

支払いが困難な家庭には、児童手当からの天引きや就学援助費など、活用できる制度の説明を行っています。

また、徴収金システムの導入とあわせて給食費を公会計化した場合には、1校当たり年間約200時間の業務時間の削減効果があると見込んでいます。

学校給食費の無償化については、義務教育制度の根幹に関わる課題であり、まずは国において無償化の実現に向けた論点を整理するよう、全国市長会等を通じて強く提言してまいります。

議第 3 3 号

望ましい学校教育環境の在り方について

1 趣旨

これまで、2015年度（平成27年度）に策定した「福山市小中一貫教育と学校教育環境に関する基本方針」及び「福山市学校規模・学校配置の適正化計画（第1要件）」に基づき、子どもたちが多様性を認め合いながらたくましく生きていく力をつけていけるよう、一定の集団規模の教育環境を整えるため、学校再編に取り組んできた。

また、2019年度（令和元年度）に策定した「福山市学校施設長寿命化計画」に基づき、子どもたちが安心、安全な施設環境の中で健やかに成長し、学習活動を行うことができるよう、計画的に施設整備を進めていくこととしている。

子どもたちを取り巻く環境や学校の課題はより複雑化・多様化しており、学校再編の成果と課題を踏まえる中で、義務教育学校の整備や学校施設の建替え等、本市がめざす学びを実現する学校教育環境の在り方を、改めて検討する必要がある。

そのため、附属機関である福山市学校教育環境検討委員会（以下「委員会」という。）に、望ましい学校教育環境の在り方について諮問し、答申を踏まえた新たな基本方針の策定に取り組むものである。

2 委員会の委員構成

- (1) 学識経験者、地域・P T A・学校の代表者、就学前児童の保護者、市民（公募）
- (2) 20人以内

3 スケジュール

- | | | | |
|-----|---------------|------|---------------|
| (1) | 2024年度（令和6年度） | 12月 | 委員の公募 |
| | | 3月 | 委員の委嘱、委員会への諮問 |
| (2) | 2025年度（令和7年度） | 4月～ | 委員会における審議 |
| | | （未定） | 委員会からの答申 |

議第34号

学校給食費の公会計化について

1 目的

教職員の業務の負担軽減と徴収管理の効率化、会計の透明性確保の観点から、学校給食費を公会計化するもの。

2 公会計化により見込まれる効果

(1) 教職員の業務負担の軽減

学校給食費の徴収・管理業務を市が担うことで、教職員が当該業務を担う必要がなくなり、授業改善のための時間や児童生徒に向き合う時間を増やすことができる。

(2) 保護者の利便性の向上

現在は、各学校の指定する金融機関からの口座振込又は現金で徴収・管理しているが、市指定の金融機関からの口座振替のほか、コンビニ収納、QRコード決済での納付ができるようになり、保護者の利便性を向上させることができる。

(3) 徴収・管理業務の効率化

学校徴収金システムの導入による喫食管理や請求などの事務のシステム化、未納者への督促などの外部委託により、徴収・管理業務の効率化を図ることができる。

(4) 徴収・管理業務における透明性の向上

市の予算に組み入れられることにより、経理面の管理・監督体制、監査の機能が充実し、学校給食費の管理における透明性が向上する。

3 スケジュール

- (1) 2024年度（令和6年度） 学校・保護者への周知及び口座振替等の手続き
- (2) 2025年度（令和7年度） 学校徴収金システムの導入・運用開始

議第 3 5 号

市長の職務権限に属する事務の委任に係る協議について

市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任させることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条の 2 の規定により市長から別紙のとおり協議があったことについては、これを承諾する旨を回答する。

福 総 第 3 9 3 号

2024年(令和6年)11月13日

福山市教育委員会 様

福 山 市 長
(総務局総務部総務課)



市長の職務権限に属する事務の委任について(協議)

市長の権限に属する事務の一部を、教育委員会に委任することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定により協議します。

1 理由

市立小学校、中学校及び義務教育学校並びに市立幼稚園の給食費を公会計化するため。

2 委任する事務

市立小学校、中学校及び義務教育学校並びに市立幼稚園の給食費に関すること。

3 施行日

2025年(令和7年)4月1日

※給食費の額の決定その他の必要な準備行為は、施行前においても行うことができる。

4 その他

その他市長の職務権限に属する事務の委任に関し疑義が生じたときは、別に協議する。

議第36号

学校給食の新たな運営体制（新親子方式）について

1 目的

児童生徒の減少や給食調理場の老朽化等の課題に対応し、子どもたちに安心・安全で質の高い学校給食を継続して提供するとともに、食育の推進を図るため、新たな運営体制を構築し、実施するもの。

2 試行実施の状況

2023年度（令和5年度）及び2024年度（令和6年度）に、小学校で調理した給食を、近隣の小学校1校若しくは2校又は小学校1校及び中学校1校に配送する「新親子方式」での運営を、昨年度は2つのグループで、今年度は4つグループで試行実施し、検証した。

(1) 内容

実施期間		配送形態 (調理校⇒受配校)	グループ数
2023年度 (令和5年度)	9月～	小学校 ⇒ 小学校2校	1
		小学校 ⇒ 小学校1校・中学校1校	1
2024年度 (令和6年度)	通年	小学校 ⇒ 小学校1校	2
		小学校 ⇒ 小学校1校・中学校1校	2

(2) 検証結果

2023年度（令和5年度）の試行実施の状況を踏まえ、2024年度（令和6年度）は、グループ編成の見直し、施設設備の整備や必要な人員配置を行った。

その結果、調理校及び受配校に、安定的に温かい給食を提供し、計画的に食育の取組を進めることができています。また、空調整備により、作業環境の改善が図られています。

3 新親子方式の実施スケジュール

2025年度（令和7年度）から段階的に新親子方式のグループを増やし、2027年度（令和9年度）から、新親子方式22、親子方式（小学校で調理した給食を近隣の中学校1校に配送）16、給食センター2の計40の調理場で調理し、配送する運営体制で実施していく。

年度	運営方式	調理場数
2025年度 (令和7年度)	単独方式（配送なし）	29
	親子方式	21
	新親子方式	7
	給食センター方式	2
2026年度 (令和8年度)	単独方式（配送なし）	14
	親子方式	18
	新親子方式	16
	給食センター方式	2
2027年度 (令和9年度)	親子方式	16
	新親子方式	22
	給食センター方式	2

議第37号

福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則及び福山市立福山中・高等学校学則の一部改正について

福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則及び福山市立福山中・高等学校学則の一部改正については、別紙のとおりとする。

(改正理由)

福山市立小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校（以下「小学校等」という。）において、学年の始業に向けての準備期間を毎年度同日数（週休日を除き5日間）確保し、安定した学校経営につなげるとともに、近年、気温の高い酷暑が続いている状況に鑑み、児童生徒の健康上の負荷を軽減するため、休業日の見直しを行うことに伴い所要の改正を行うもの。

(改正要旨)

1 福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部改正

(1) 各学年の学期について、第1学期を4月1日から7月31日までとし、第2学期を8月1日から12月31日までとするもの。

(第16条第1項関係)

(2) 休業日について、学年始休業日を4月1日から4月7日までとし、夏季休業日を7月21日から8月24日までとするもの。

(第17条第1項関係)

2 福山市立福山中・高等学校学則の一部改正

(1) 各学年の学期について、第1学期を4月1日から7月31日までし、第2学期を8月1日から12月31日までとするもの。

(第5条第1項関係)

(2) 休業日について、学年始休業日を4月1日から4月7日までとし、夏季休業日を7月21日から8月24日までとするもの。

(第6条第1項関係)

(施行期日)

2025年（令和7年）4月1日

(補足説明)

1 学年始休業期間の延長について

学年始休業日について、現行では年度によって3日間となることもあるが、改正により児童生徒を受け入れるための授業準備や会議等の時間が、毎年度5日間確保

することができ、安定した学校経営につながる。

2 夏季休業期間の前倒しについて

7月末の10日間の最高気温が、直近6年間で平均33.4℃、35度以上の猛暑日の割合も増えていることから、夏季休業期間の開始を現在より10日間、終了を7日間前倒しする。

このことにより、児童生徒、教職員の健康上の負荷を軽減し、学びの質の向上につなげる。

3 スケジュール

2024年（令和6年）12月 学校及び保護者へ周知

4 その他

(1) 放課後児童クラブの利用時間は、小学校の課業日及び休業日に併せる。

(2) 幼稚園の休業日については、学年始休業日は現行どおりとし、夏季休業日は小学校に併せ変更する。

(別紙)

教育委員会規則第 号

福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則及び福山市立福山中・高等学校学則の一部を
改正する規則

(福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部改正)

第1条 福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則(平成14年福山市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(学期)</p> <p>第16条 各学年の学期は、次のとおりとする。</p> <p>第1学期 4月1日から<u>7月31日</u>まで</p> <p>第2学期 <u>8月1日</u>から12月31日まで</p> <p>第3学期 翌年1月1日から3月31日まで</p> <p>2 (略)</p> <p>(休業日)</p> <p>第17条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>(学期)</p> <p>第16条 各学年の学期は、次のとおりとする。</p> <p>第1学期 4月1日から<u>8月31日</u>まで</p> <p>第2学期 <u>9月1日</u>から12月31日まで</p> <p>第3学期 翌年1月1日から3月31日まで</p> <p>2 (略)</p> <p>(休業日)</p> <p>第17条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>

<p>(3) 学年始休業日 4月1日から<u>4月7日</u>まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月21日から<u>8月24日</u>まで</p> <p>(5) ～ (7) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(3) 学年始休業日 4月1日から<u>4月5日</u>まで</p> <p>(4) 夏季休業日 8月1日から<u>8月31日</u>まで</p> <p>(5) ～ (7) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(福山市立福山中・高等学校学則の一部改正)

第2条 福山市立福山中・高等学校学則(昭和44年教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		現行
<p>(学期)</p> <p>第5条 各学年の学期は、次のとおりとする。</p> <p>第1学期 4月1日から<u>7月31日</u>まで</p> <p>第2学期 <u>8月1日</u>から12月31日まで</p> <p>第3学期 翌年1月1日から3月31日まで</p> <p>2 (略)</p> <p>(休業日)</p> <p>第6条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p>	<p>(学期)</p> <p>第5条 各学年の学期は、次のとおりとする。</p> <p>第1学期 4月1日から<u>8月31日</u>まで</p> <p>第2学期 <u>9月1日</u>から12月31日まで</p> <p>第3学期 翌年1月1日から3月31日まで</p> <p>2 (略)</p> <p>(休業日)</p> <p>第6条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p>	<p>現行</p>

(3) 学年始休業日	4月1日から4月7日まで	(3) 夏季休業日	4月1日から4月5日まで
(4) 夏季休業日	7月21日から8月24日まで	(4) 夏季休業日	8月1日から8月31日まで
(5) ~ (7) (略)		(5) ~ (7) (略)	
2~4 (略)		2~4 (略)	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。